**「****2025年日本国際博覧会 夢洲・舞洲・桜島地区一般廃棄物収集運搬業務委託」仕様書**

1．案件名称

2025年日本国際博覧会 夢洲・舞洲・桜島地区一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）

2．概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から事業系一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）を収集し、大阪広域環境処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3．関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃掃法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4．許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5．履行期間

契約締結日から令和７年10月 31 日までとする。なお、収集作業については、別途指示する舞洲万博P＆R駐車場および桜島駅バスターミナルの開設から10月20日までのうち、220日程度を予定しており、履行期限より早期に終了することがある。

6．業務内容

（１）一般廃棄物の予定数量

（概算）平均610kg／日（日1回以上の収集運搬）

合計112.3t（令和７年４月13日～令和７年10月13日分（会期中））

※予定数量はあくまでも過去の同種イベント実績から推計した予定数量であるため、この量を上回るあるいは下回る場合もある。よって、収集運搬量を確約したものではない。また、予定数量と実際の数量との差異について、受注者は異議を申し立てることができない。

※施設開設日～令和７年４月12日及び令和７年10月14日～令和７年10月31日においては、テストランや開催に向けた各事業の準備、会期終了後の片付け作業等により一般廃棄物の発生があるが、上記1日あたりの予定数量には至らないものと推量する。

（２）収集場所

【施設名】夢洲障がい者用駐車場、夢洲北岸浮桟橋、舞洲万博P＆R駐車場、

桜島駅バスターミナル

【所在地】大阪市此花区（詳細は位置図（別紙１）のとおり）

　　　　　　各施設への収集については、同日での経由は可能とする。また、舞洲万博Ｐ＆Ｒ駐車場の収集場所については、施設内の複数拠点を想定しており、車両による経由は可能とする。なお、詳細位置については、契約後に別途指示する。

（３）収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日は会期中の毎日とする。

イ 収集時間は、原則として、22時から翌５時までの間とする。ただし、協会職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

ウ 具体的な収集時間については、契約締結後、協会職員と調整すること。

※上記について、関係先との協議により変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

（４）作業手法

ア 受注者及び業務実施者は、一般廃棄物を収集する場合、協会職員から一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の交付を受け、協会職員の指示に基づき、適正な運用を図ること。

イ 収集作業は、６（２）に記載の収集場所に集積されたごみ袋に入った一般廃棄物をごみ袋ごと収集することとし、それ以外のコンテナ等は収集しない。

ウ 収集した一般廃棄物は、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

エ 収集運搬にあたっては、廃掃法に基づき、適正に処理しなければならない。

オ 収集作業時は、業務に使用する車両並びに周囲に十分注意するとともに、安全に配慮し、業務に従事しなければならない。

7．提出書類

（１）受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者（業務実施者）と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

（２）受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書（別紙２）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

また、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の業務計画書を再度提出し、発注者の承認を得ること。

（３）受注者は、「12．報告」の項に定めるとおり、出来高報告書（別紙３）を作成し、発注者へ提出すること。

8．使用車両

（１）受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、使用車両届（別紙４）及び必要書類（車検証の写し、車両写真（前姿：車両の登録番号が写っているもの、側姿：大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの））を発注者に提出し承認を得なければならない。

（２）受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに変更後の使用車両届及び必要書類（車検証の写し、車両写真（前姿：車両の登録番号が写っているもの、側姿：大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの））を発注者に提出し承認を得なければならない。

（３）受注者は、車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が2,000kg以上の車両で車両使用にかかる特記仕様書（別添）に適合するものを使用することし、原則として１台で運行するものとする。

9．処理施設

（１）処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。

（２）舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 最終収集区 | 通行経路（往復） |
| 此花区 | 指定無し |
| 福島区 | 安治川右岸線（※１） |
| その他 | 高速道路又は夢舞大橋（※２） |
| （※１）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。 | |
| （※２）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。 | |

（３）前項の規定にかかわらず、大阪市環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10．自動計量システムＩＣカード

自動計量システムＩＣカードは大阪市環境局が貸与したものを使用するとともに、本業務の一般廃棄物を搬入した量が確認できる帳票（計量票レシート）を発注者に提出すること。

11．収集運搬量

提出された出来高報告書に記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

なお、出来高報告書への記載数量については、前項10.により発行される帳票（計量票レシート）を原則とするが、それによりがたい場合は、事前に協会職員の承認を得ること。

12．報告

受注者は、毎月の作業終了後、出来高報告書を作成し、計量票レシート及び管理票とともに、業務実施月の翌月５日（ただし、10月分はその月末）までに発注者に報告すること。

13．作業実施上の留意遵守事項

（１）粉塵の飛散防止措置を行い、作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。

（２）収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

（３）収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

（４）台風などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

（５）処理施設の受入基準に合致しない一般廃棄物については、発注者の指示に従い対応すること。

（６）収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所に一般廃棄物を残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、協会職員の承諾を得ること。

（７）本業務の作業中は何ら関係のない他の廃棄物との混載を原則認めないが、これによりがたい場合は、出来高数量の判別手法等について、事前に協会職員との協議のうえ、承認を得るものとする。

14．再委託の禁止

受注者は、本業務を原則他に再委託してはならない。

15．経費の負担

本業務における運搬費及び処分費、必要となる資機材の費用の一切は、受注者の負担とする。

16．概算契約

（１）本業務の数量は概算であり、施設の使用状況により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日実履行数量に基づき数量を確定する。

（２）業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙５）の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

（３）概算契約の内訳明細については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17．検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18．遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得した場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、発注者に帰属する。

19．その他

（１） 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

（２） 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

（３） 受注者は、従業員がさまざまな人権問題について、正しい知識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

（別紙２）

2025年日本国際博覧会　夢洲・舞洲・桜島地区一般廃棄物収集運搬業務委託 業務計画書

年　 月　 日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬を実施します。

１ 着手日

年　　月　　日

２ 業務期限

年　　月　　日

３ 業務計画

　　別紙のとおり

大阪・関西万博の開催期間（会期中）は毎日収集

会期中以外は調整のうえで収集

４ その他

業務計画に変更が生じた場合は、速やかに業務計画書を再提出します。

（別紙３）

出来高報告書（第 回中間・完納）

年　　月　　日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名 印

次のとおり報告します。

記

１ 業務名称 2025年日本国際博覧会　夢洲・舞洲・桜島地区一般廃棄物収集運搬

業務委託（概算契約）

２ 履行場所 夢洲障がい者用駐車場、夢洲北岸浮桟橋、舞洲万博P＆R駐車場、

桜島駅バスターミナル

３ 契約期間 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４ 作業期間 　　　年　　月分

５ 処理実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬日 | 処理実績数 | 運搬日 | 処理実績数 |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | 年　　月　　日 | ㎏ |
| 年　　月　　日 | ㎏ | **合計** | **㎏** |

（別紙４）

2025年日本国際博覧会　夢洲・舞洲・桜島地区一般廃棄物収集運搬業務委託 使用車両届

年　　月　　日

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

事務総長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり一般廃棄物の収集運搬に使用する車両について届出をします。

１ 車種

２ 車両ナンバー

３ 車検証の写し及び車両の写真

別添のとおり

４ その他

使用車両に変更が生じた場合は、速やかに再度使用車両届を提出します。

［別添様式］

車両写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種・仕様 |  | 登録番号 |  |

|  |
| --- |
| 前姿：車両の登録番号が写っているもの  **車両前面の写真を貼付** |

|  |
| --- |
| 側姿：大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っているもの  **車両側面の写真を貼付** |

※登録番号・車体表示が確認できるよう、撮影してください。

（別紙５）

**概算契約の内訳明細**

単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別（業務内容） | 数量（※） | 単価・円 | 金額・円（※） |
| 一般廃棄物収集運搬費 | 220日 | 円 |  |
| 一般廃棄物処分費 | 112,323㎏ | 8.18円 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 業務委託料総額（税抜） | | |  |
| 消費税及び地方消費税相当額 | | |  |
| 業務委託料総額（税込） | | |  |

※数量及び金額は概算であり、施設の使用状況により増減することがある

（別添）

車両使用にかかる特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。